

知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会（第8回）  
における主な意見

**「1. 我が国の「知財システム」の競争力を強化する」について**

我が国の「知財システム」に関する制度間競争が記載されているのに対し、一方で世界知財システムという単一の制度に関する記載があり整理が必要。

特許の安定性は、審判や裁判の在り方を含めて検討する必要がある。特許の安定性に関し、進歩性の基準を引き上げることについては注意が必要。

特許を付与する前にいかに瑕疵を少なくするかが重要であり、そのために権利付与前の公衆審査を提案している。

付与前公衆審査は、制度調和の観点や権利付与の遅れの恐れがあるため、導入は望ましくない。

国際特許出願における国際調査の品質については分析後、専門調査会にフィードバックしてほしい。

意匠や商標に関する施策が入ったことは評価するが、意匠や商標の活用に関する施策がない。

**「2. 我が国の生み出す「知」の活用を促進する」について**

デジタル・ネットワーク時代の技術流出に対策を取るべきことを盛り込むべき。

安全保障問題以外の情報漏洩を防止をすることは難しい。情報が漏れることを前提に情報管理することが企業の危機管理として必要。特許関係料金の減免制度の拡充については、「米国の中小企業割引制度と同じレベルになるように」などとすべき。

グローバル展開支援の対象を中小企業やベンチャーに限定する必要はない。「我が国の企業、とりわけ中小企業」などに表現を修正すべき。

中小企業の優れた技術の活用だけでなく、デザインやブランドを含めた活用がある。

大学の主旨は自由な研究・教育が行われることであり、大学におけ

る営業秘密の保護に関する啓発は、こうした点に配慮して行う必要がある。

営業秘密の普及啓発が行われていなかった大学で普及啓発が行われること自体はありがたい。

契約で学生の発明の取り扱いを明確にすること以前に、契約内容を大学関係者が知らない場合があるので、大学関係者の意識向上についても記載する必要がある。

産学連携における知財マネジメントの強化や研究成果を事業につなげる仕組みの構築の部分の記載において、対象が大学だけであり限定的である。独法や病院なども考えられるため表現を工夫すべき。リサーチ・アドミニストレーターの定着と知財プロデューサの派遣は別の施策であり、記載を整理すべき。

(以上)